

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公開番号】特開2005-216226(P2005-216226A)

【公開日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【年通号数】公開・登録公報2005-031

【出願番号】特願2004-25418(P2004-25418)

【国際特許分類】

G 0 7 G 1/12 (2006.01)

G 0 6 Q 40/00 (2006.01)

G 0 6 Q 20/00 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

G 0 7 G 1/14 (2006.01)

B 4 2 D 15/10 (2006.01)

【F I】

G 0 7 G 1/12 3 2 1 P

G 0 7 G 1/12 3 4 1 A

G 0 6 F 17/60 2 4 2

G 0 6 F 17/60 4 1 4

G 0 6 K 17/00 L

G 0 6 K 17/00 S

G 0 7 G 1/14

B 4 2 D 15/10 5 0 1 L

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月15日(2006.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード処理制御方法であって、

前記クレジットカード上の磁気ストライプから前記クレジットカードのカード番号を含む磁気ストライプ情報を読み取る磁気ストライプ情報読み取り工程と、

前記クレジットカードのエンボス加工された面の画像を読み取るクレジットカード画像読み取り工程と、

前記クレジットカード画像読み取り工程において読み取った画像データをOCR処理することにより、前記クレジットカードのカード番号を含むエンボス情報を抽出するエンボス情報抽出工程と、

前記磁気ストライプ情報に含まれるカード番号と前記エンボス情報に含まれるカード番号とを照合するカード番号照合工程と、

前記カード番号照合工程における照合結果に基づき、前記クレジットカードの使用を許可するか否かを判別するクレジットカード使用判別工程と、

前記クレジットカードを利用する顧客の身分証明書の画像を読み取る身分証明書画像読み取り工程と、を備え、

前記クレジットカード使用判別工程では、前記身分証明書の画像読み取りを条件として、前記クレジットカードの使用を許可することを特徴とするクレジットカード処理制御方

法。

【請求項 2】

前記磁気ストライプ情報または前記エンボス情報には、前記クレジットカード名義人の氏名が含まれており、

前記身分証明書画像読み取り工程において読み取った画像データをOCR処理することにより、前記身分証明書に記載された前記顧客の氏名を含む顧客情報を抽出する顧客情報抽出工程と、

前記顧客情報に含まれる氏名と前記磁気ストライプ情報または前記エンボス情報に含まれる氏名とを照合する氏名照合工程と、をさらに備え、

前記クレジットカード使用判別工程では、前記カード番号照合工程における照合結果の他、前記氏名照合工程における照合結果に基づき、前記クレジットカードの使用を許可するか否かを判別することを特徴とする請求項 1 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 3】

前記クレジットカードの支払い対象となる会計処理のトランザクション番号と、前記クレジットカードの磁気ストライプ情報と、前記身分証明書の顧客情報と、を関連づけ、クレジットカード取引証明データとして記憶する記憶工程と、

前記トランザクション番号、前記カード番号、前記氏名のいずれかが指定されることにより、これらのデータを含む前記クレジットカード取引証明データを検索する検索工程と、をさらに備えたことを特徴とする請求項 2 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 4】

前記記憶工程では、前記クレジットカードの磁気ストライプ情報に代えて、若しくはこれに加えて前記前記クレジットカードの画像データおよび/または前記エンボス情報を記憶すると共に、前記身分証明書の顧客情報に代えて、若しくはこれに加えて前記身分証明書の画像データを記憶することを特徴とする請求項 3 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 5】

前記検索工程において検索された前記クレジットカード取引証明データを、前記クレジットカードの決済処理結果をレシート上に印刷する印刷手段を用いて印刷する検索結果印刷工程をさらに備えたことを特徴とする請求項 3 または 4 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 6】

前記カード番号照合工程における照合によって、前記磁気ストライプ情報に含まれるカード番号と前記エンボス情報に含まれるカード番号との合致率を算出する合致率算出工程をさらに備え、

前記クレジットカード使用判別工程では、算出した前記合致率が A % 未満の場合（但し、 $0 < A < 100$ ）、前記クレジットカードの使用を禁止することを特徴とする請求項 1 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 7】

前記クレジットカード使用判別工程では、算出した前記合致率が前記 A % 以上 B % 未満の場合（但し、 $A < B < 100$ ）、前記身分証明書の画像読み取りを条件として前記クレジットカードの使用を許可すると共に、前記合致率が前記 B % 以上の場合、前記身分証明書の画像読み取りを必要とすることなく前記クレジットカードの使用を許可することを特徴とする請求項 6 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 8】

前記クレジットカード使用判別工程での判別基準となる前記合致率 A および/または前記合致率 B の値を設定する基準値設定工程をさらに備えたことを特徴とする請求項 7 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 9】

クレジットカード上の磁気ストライプから前記クレジットカードのカード番号を含む磁気ストライプ情報を読み取る磁気ストライプ情報読み取り手段と、

前記クレジットカードのエンボス加工された面の画像を読み取るクレジットカード画像読み取り手段と、

前記クレジットカード画像読み取り手段によって読み取った画像データをOCR処理することにより、前記クレジットカードのカード番号を含むエンボス情報を抽出するエンボス情報抽出手段と、

前記磁気ストライプ情報に含まれるカード番号と前記エンボス情報に含まれるカード番号とを照合するカード番号照合手段と、

前記カード番号照合手段による照合結果に基づき、前記クレジットカードの使用を許可するか否かを判別するクレジットカード使用判別手段と、

前記クレジットカードを利用する顧客の身分証明書の画像を読み取る身分証明書画像読み取り手段と、を備え、

前記クレジットカード使用判別手段は、前記身分証明書画像読み取り手段が実行された場合、前記クレジットカードの使用を許可することを特徴とするクレジットカード処理装置。

【請求項10】

前記クレジットカード画像読み取り手段および前記身分証明書画像読み取り手段は、いずれもスキャナヘッドで構成されており、両スキャナヘッドは、同一のスキャナヘッドであり、

前記磁気ストライプ情報読み取り手段は、磁気ヘッドで構成されており、当該磁気ヘッドおよび当該スキャナヘッドは、共通経路上に臨んでおり、

前記クレジットカード使用判別手段の判別結果を報知する報知手段を備えたことを特徴とする請求項9に記載のクレジットカード処理装置。